

介護報酬引き上げ、利用者負担の軽減をはじめとする 介護保険の緊急改善を求める要望書

2007年12月4日

全日本民主医療機関連合会 会長 肥田 泰

改定介護保険法が全面的に実施されて2年あまりが経過しました。介護給付費の抑制を目的とする数々の方策は、利用者の不信や怒りを広げ、事業者の経営を厳しいものとし、介護現場からの深刻な人材流出をもたらしています。私たちは、仮にこのまま推移すれば、介護保険制度自体が破綻しかねない事態にあると認識しています。

第1に、相次ぐ介護報酬の引き下げが事業所の経営を大きく圧迫しています。

2006年の報酬改定は、全体で2.4%の大幅引き下げとなり、介護保険スタート以降、介護報酬は一度も引き上げられることなく推移しています。多くの施設・事業所では、経費の削減、とりわけ人件費について、給与の見直しや正規職員をパートに切り替えるなどギリギリまで切りつめてきました。しかしこうした個々の経営努力はもはや限界です。経営難のため、事業所を縮小・廃止せざるを得ない事態も生じています。

あまりにも低い介護報酬が、職員の賃金・労働条件の改善を困難にし、サービスの質の向上を妨げ、在宅、施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしています。

第2に、現状の深刻な人手不足と、将来の介護の担い手が大幅に減っている問題です。

介護職員の不足は深刻化の一途をたどっています。東京都社会福祉協議会の調査では、全事業所の6割が「5年前に比べて確保が困難になった」と回答しています。最近発表された介護サービス施設・事業所調査結果によると、2006年の訪問介護職の従事者数が前年比で4.5%も減少しています。訪問介護職員数が減少したのは介護保険発足以来初めてのことです。現場では、募集しても応募がない状態が続いており、利用者に必要なサービスの提供が困難となり、在宅生活に支障をきたす利用者も出ています。

介護労働安定センターの調査でも明らかなように、介護職員の離職率は全産業平均より3ポイントも高く、離職者の平均勤続年数1年未満が42.5%を占めています。平均賃金は21万3800円で、全産業一般労働者よりも11万7000円低いという結果が報告されています。また、教育現場では、多くの介護福祉士の養成校で定員割れが生じており、卒後介護分野を選択しない学生も急増しています。

こうした人手不足、人材流出の背景には、現状の厳しい賃金・労働条件があります。

第3に、費用負担が増える一方で、サービス利用の制約が強まる中、利用者・家族から「何のための介護保険か」という悲痛な訴え・怒りが寄せられています。

介護保険料の引き上げに加え、税制の改定によって税・保険料などの負担が増えています。重い費用負担のために利用をとりやめたり、利用を減らすことを余儀なくされる事例

があとを絶ちません。居住費、食費の自己負担化によって、施設を退所せざるを得ない、入所申し込みすらできないケースが増えています。

新たな予防給付のもとで、軽度認定者のサービス利用が大幅に制約された結果、今までの生活の継続に大きな支障が生じています。私たち全日本民医連が昨秋、軽度認定者を対象に実施した事例調査（2,621 事例）では、4 分の 1 の利用者でサービスの利用が減少しており、その結果、「病状、病態が悪化した」「閉じこもりがちになった」「家族の負担が増えた」など深刻な影響が生じていることが明らかになりました。

また、同居家族がいる場合のヘルパーの生活援助に対して、「弾力的な運用」を認めている国の基準を超えて一律に提供を禁止するなど、独自の解釈によってサービス利用を制限する自治体が広がっています。

介護保険の改善は、早急に対処すべき国民的課題です。

高齢化がいつそう進む中、介護の充実は、「安心して老後を送りたい」というすべての国民の願いです。自己責任を土台とした家族介護への逆戻りではなく、負担の心配をせずに、いつでも必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現、そしてそれを支えるすべての介護職員が、自らの専門性を高め、生き生きと働き続けられる労働環境をつくる必要があります。

地域の事業所（民医連以外）からは、「相次ぐ介護報酬の引き下げで、職員の給料も上げられず、長く続けて働こうという意欲が持てない状況」「介護職の応募がない。介護の仕事をしていても先が見えず、これでは生活できない、と離職するスタッフも多いのが現実。志高くこの仕事に就いたのに」と、介護報酬改善の要望が強く寄せられています。

利用者、事業所が現状で抱えている困難を早急に打開するために、当面、以下の緊急改善を求めます

- 1 次期改定を待つことなく、早急に介護報酬を引き上げてください
介護従事者への十分な給与保障を可能とする介護報酬を引き上げてください
事業者が労働基準法をクリアした上で、事業経営が成り立つ水準に介護報酬を引き上げて下さい
介護保険施設における人員基準を引き上げるとともに、その裏づけとなる介護報酬を引き上げてください
- 2 保険料、利用料、居住費・食費など、利用者、高齢者の負担の軽減、低所得対策の拡充をはかってください
- 3 要支援 1、2 になっても必要なサービスが継続できるよう基準を見直して下さい。また、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などについて、必要な介護サービスが制限されることのないよう国の指導を強めてください
- 4 8 月に改定された「人材確保指針」が真に実効あるものとなるよう、具体的な施策を講じてください
- 5 以上を実現するために、緊急の予算措置をはじめ、必要な対策を講じてください

以 上